

町税の未納はありませんか？

町税の未納が続く場合、
滞納処分が執行されます。

滞納の現状

町税や国民健康保険税の滞納額の推移は、表1のとおりです。差し押さえなどの滞納処分の強化により、滞納額は減少へと向かっていますが、令和元年度末時点でも9千万円以上の滞納額があります。

表1 滞納額および徴収率

	滞納額	徴収率
平成27年度	168,851,936円	94.96%
平成28年度	145,956,558円	96.06%
平成29年度	108,057,051円	96.48%
平成30年度	99,975,943円	97.00%
令和元年度	95,982,951円	97.24%

滞納処分の流れ

納期限を過ぎても納付されない場合、納期限後20日以内に督促状を送付します。督促状を送付した日から起算して

10日を過ぎても完納しない場合、法律に基づき財産調査、差し押さえを行います。これは裁判所の令状なく徴税機関が独自に行えるもので、事前連絡などは行いません。

納期限を過ぎても納付されない場合

地方税法の規定により、20日以内に督促状を送付します。

督促状を送付後、 10日以内に完納しない場合

金融機関の預貯金の有無や勤務先からの給与支給状況など、差し押さえ可能な財産を調査します。

差し押さえ

換価可能な財産が判明した場合、差し押さえを行います。

財産の差し押さえ後、納税相談がなく、理由もなく滞納が続く場合は、差し押さえた財産を換価し、滞納している税に充当します。

町税や国民健康保険税は、教育や福祉、医療などの公共サービスを提供するうえで大切な財源となっています。税の滞納は、それらの財源を損なわせ、町民の方々の生活に大きな支障を生じさせかねません。

また、督促状の送付など、滞納整理にかかる経費も税金から支出されるため、町民全体の不利益につながってしまいます。

表2 差し押さえ件数と取り立て金額の状況

区 分	預 貯 金		国・道税還付金		給 与		そ の 他		合 計	
	(件)	(円)	(件)	(円)	(件)	(円)	(件)	(円)	(件)	(円)
平成27年度	162	5,561,105	47	858,108	5	548,600	32	327,166	246	7,294,979
平成28年度	106	4,271,110	29	765,345	1	0	21	999,175	157	6,035,630
平成29年度	86	4,190,290	41	992,298	2	180,000	2	829,100	131	6,296,888
平成30年度	70	3,689,982	11	453,119	13	775,880	1	465,800	95	5,384,781
令和元年度	136	6,127,050	11	325,120	3	253,200	5	2,080,714	155	8,807,884



差し押さえ物品の一例

金融機関や勤務先、生命保険会社等へ調査を行い、財産が判明した場合、差し押さえを行います。その後、納税についての相談がない場合や滞納が続く場合には差し押さえした財産を換価し、滞納税へ充当します。町税を分割納付で納めている方でも、虚偽の申告や新たに財産を発見した場合には、随時差し押さえ処分を行います。

差し押さえした財産は換価され、滞納税への充当を行います

病気や失業など納付が困難な事情があり、一時的に納付ができない場合や、期別での納付ができない場合には、計画的な納付ができるよう分納のご相談を受け付けています。また、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免制度や、町税の猶予制度など、納税に関する制度のご相談も受け付けていますので、納期内の納税が難しい場合には、下記担当にご相談ください。

納付が困難な場合は必ずご相談ください

税の滞納が続き、滞納の解消が困難な場合には、釧路・根室広域地方税滞納整理機構へ徴収権を引き継ぎ、滞納整理が行われます。同機構は、釧路・根室管内11町村で構成され、差し押さえや公売などの滞納処分を前提に滞納整理を行います。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構への引き継ぎ

町税の一斉納税催告を実施します

11月から12月にかけて、町税滞納者に対して、一斉に納税催告書を送付します。催告書が届いたら、速やかに完納するか、諸事情により完納できない場合は、下記担当にご相談ください。

相談がなく、完納されていない場合は、滞納処分（差し押さえ）を行います。

本年度の債権調査と差押件数

- 債権の調査 767件
- 債権の差押 12件
(令和2年9月末現在)